

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱

令和8年3月31日
告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の遊休不動産である空き店舗及び空き家(以下「空き店舗等」という。)を有効活用し、地域資源としての利活用を推進することで出店を促進し、商業の発展と地域経済の活性化を図るため、空き店舗等の所有者に対し、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点区域 みどり市立地適正化計画(令和7年12月策定)において、居住誘導区域として位置付けた区域をいう。
- (2) 空き店舗 事業を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現に利用されておらず、その所有者(空き店舗等に係る所有権又は賃借権若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。以下同じ。)に事業目的として賃貸又は売却の意思があるものをいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築されたものを除く。
- (3) 空き家 居住を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現に利用されておらず、その所有者に事業目的として賃貸又は売却の意思があるものをいう(新築後に当該建物で居住の実態が全くないものを除く。)。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築されたものを除く。
- (4) 暴力団等 みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税等の滞納がない者であること。
- (2) 暴力団等でないこと。
- (3) 空き店舗等において共有者等の関係権利者がいる場合は、補助金を活用して改修工事等を行い、出店希望者へ貸し出すことについて関係権利者全員の同意を得ている者であること。
- (4) 第4条に規定する補助対象事業の完了後、みどり市空き店舗登録制度設置要綱(平成27年みどり市告示第110号)第6条に基づく空き店舗情報の登録の申請を行うことができる者であること。
- (5) 第4条に規定する補助対象事業において、国、県又は市が実施する他の制度による補助金又は助成金の交付を受けていない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という)は、空き店舗等に

係る次に掲げる工事等の経費とする。

- (1) 店舗部分と居住部分を分ける工事
- (2) 既存設置物の処分。ただし、既存設置物を売却して対価を得る場合を除く。
- (3) 内装工事、外装工事、給排水工事及び電気工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付の対象とならない事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる工事等のうち、補助金の交付申請前に当該工事等に着手したものの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要でないとして認める事業
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。ただし、重点区域内の空き店舗等の場合は、150万円を限度とする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の空き店舗等につき1回に限り行うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認める書類を添付させることができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じた現地調査の上、適当と認めるときは、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定については、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業に要する経費を変更(補助対象経費における10パーセント以内の減額変更を除く。)しようとするとき。

イ 補助対象事業の内容を変更(補助対象事業の目的及び効果に影響しない程度の軽微な変更を除く。)しようとするとき。

ウ 補助対象事業を廃止しようとするとき。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の申請及び承認)

第10条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更し、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、みどり市遊休不動

産オーナー支援補助金に係る補助対象事業の変更等承認申請書(様式第6号)に、その変更又は廃止の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金に係る補助対象事業の変更等承認通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了した日から1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金実績報告書(様式第8号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認める書類を添付させることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金確定通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金請求書(様式第10号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 改修後の空き店舗等において、補助金の交付後5年以内に取壊し又は所有者自らが空き店舗等を使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の定める期間内にその補助金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、前項第3号に該当する場合の返還額は、別表第3に掲げる額とする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

添付書類	様式等	備考
補助対象経費に関する書	見積書等の経費内訳が分かる書類	

類		
空き店舗等に関する書類	空き店舗等の位置図、現状の写真及び登記事項証明書	
申請者に関する書類	個人の場合は、住民票の写し 法人又は団体の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し	
納税証明に関する書類	申請者の市税の未納税額のないことの証明	
誓約書	様式第2号	
群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿	様式第3号	
改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書	様式第4号	共有者等の関係権利者がいる場合のみ

別表第2(第11条関係)

添付書類	様式等
改修に関する書類	請求書、領収書及び工事明細書
写真	空き店舗等の改修前後の状況が分かるもの

別表第3(第14条関係)

交付を受けた日から経過した年数	返還を求める金額
1年未満	交付額に100分の100を乗じて得た額
1年以上2年未満	交付額に100分の80を乗じて得た額
2年以上3年未満	交付額に100分の60を乗じて得た額
3年以上4年未満	交付額に100分の40を乗じて得た額
4年以上5年未満	交付額に100分の20を乗じて得た額

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地
 法人名・屋号・団体名
 代表者氏名
 電話番号

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付申請書

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金の交付を受けたいので、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

空き店舗等所在地	みどり市
建物種別	空き家 ・ 空き店舗
重点区域	区域内 ・ 区域外
建物の形態	<input type="checkbox"/> 店舗専用 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 【店舗の用に供する部分以外の工事等の有無】 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
事業内容	
総事業費	円(消費税込み)
補助対象経費	円(消費税込み)
事業期間(予定)	年 月 日 ～ 年 月 日
関係書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に関する書類 <input type="checkbox"/> 空き店舗等に関する書類 <input type="checkbox"/> 申請者に関する書類 <input type="checkbox"/> 納税証明に関する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿(様式第 3 号) <input type="checkbox"/> 改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書(様式第 4 号) <input type="checkbox"/> その他()
誓約事項	<input type="checkbox"/> 改修工事等の完了後、みどり市空き店舗登録制度設置要綱(平成 27 年みどり市告示第 110 号)第 6 条に規定する空き店舗登録の申請を行います。
備考	※申請内容により、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

誓 約 書

みどり市長 様

住 所
代表者
氏 名

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿(様式第 3 号)に記載されている役員等が下記 1 に適合していることについて、警察へ照会することに承諾します。

記

- 1 自己及び自己が代表者となっている法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1 に掲げる者(以下「暴力団等」という。)を自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体の事業活動に係る下請契約等の相手方にしません。相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 3 自己又は自己が代表者となっている法人その他の団体が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、市長に報告するとともに警察に通報します。

年 月 日

みどり市長 様

改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書

私は、申請者がみどり市遊休不動産オーナー支援補助金を受けて、私の所有する下記空き店舗等を改修することに同意します。

記

【空き店舗等所在地】

みどり市

【申請者】

住所

名称

代表者の役職・氏名

【所有者】

住所

名称

代表者の役職・氏名

⑩

電話

様

みどり市長



みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付決定通知書

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業に要する経費を変更(補助対象経費における 10 パーセント以内の減額変更を除く。)しようとするとき。
 - イ 補助対象事業の内容を変更(補助対象事業の目的及び効果に影響しない程度の軽微の変更を除く。)しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 補助対象事業が完了したときは、1 月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までにみどり市遊休不動産オーナー支援補助金実績報告書(様式第 8 号)を提出すること。
 - (4) 補助対象事業、補助対象者及び交付条件に反するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地
法人名・屋号・団体名
代表者氏名
電話番号

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金に係る補助対象事業の変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたみどり市遊休不動産オーナー支援補助金について、下記のとおり補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を廃止したいので、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、承認を申請します。

記

補助対象経費	変更前 円	変更後 円
変更又は廃止の理由		
変更の内容 変更の場合のみ記載	変更前	変更後
廃止の時期 廃止の場合のみ記載		

※変更の申請をする場合は、店舗の改修及び設備の経費の金額が分かる見積書の写し等を添付してください。

第 年 月 日 号

様

みどり市長



みどり市遊休不動産オーナー支援補助金に係る補助対象事業の変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金の変更等について、下記のとおり承認したので、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、通知します。

記

区 分	変更 ・ 廃止
承認事項	

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地
 法人名・屋号・団体名
 代表者氏名
 電話番号

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金について、補助対象事業が完了したので、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

空き店舗等所在地	みどり市
建物種別	空き家 ・ 空き店舗
重点区域	区域内 ・ 区域外
建物の形態	<input type="checkbox"/> 店舗専用 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅 【店舗の用に供する部分以外の工事等の有無】 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
交付決定額	円
総事業費	円
補助対象経費	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
関係書類	<input type="checkbox"/> 改修に関する書類 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他()
備考	

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市遊休不動産オーナー支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金の交付確定額	円
-----------	---

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所又は所在地
法人名・屋号・団体名
代表者氏名
電話番号

㊞

みどり市遊休不動産オーナー支援補助金請求書

年 月 日付け(第 号)により補助金の額の確定を受けた、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金について、みどり市遊休不動産オーナー支援補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

振 込 先 口 座	金融機関名			
	支店名			
	口座番号		預金種類	普通・当座
	(フリガナ) 口座名義人			

※通帳の写し等、振込先口座の情報が確認できる書類を添付してください。